

従来 V S. セルフメディケーション どちらが医療費控除として得なの？

平成29年分から、医療費控除について「セルフメディケーション税制」を適用することができるようになり、従来のものといずれも適用が可能なお場合には、どちらか一方の適用となることから、税金がより少なくなるのはどちらか検討する必要があります。

セルフメディケーション税制の概要

1.適用対象者としての要件

セルフメディケーション税制は、健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による、医療費の抑制を目的として創設されました。適用を受けるためにはその年分に「一定の取組」を行う必要があります。右記のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。
 ※確定申告の際、「一定の取組」の証明書を添付する必要があります。

2.対象医薬品

対象となる医薬品は限定されていますが、領収書(レシート)に明記されていますので、判別が容易に可能です。

3.控除額

その年の購入金額合計額のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）です。この購入金額は申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族分も含めることができます。

①健康診査

②定期予防接種又は当該定期
 予防接種を除いたインフルエ
 ンザの予防接種

③健康診断

④特定健康診査又は特定保健
 指導

⑤がん検診

従来 の 医 療 費 控 除 の 改 正

1.平成29年分からの改正内容

従来の医療費控除は引続き適用が可能ですが、平成29年分から手続き上の改正がされています。具体的には次のとおりです。

(1) 明細書の作成及び添付

確定申告の際、明細書の作成及び添付が必要となりました。この明細書には次の(2)と(3)に分けて記入します。

(2) 「医療費の通知」による適用

保険者から送付される“医療費のお知らせ”など、これまで証明書類として認められなかった「医療費の通知」について、明細書に記入するとともに確定申告書に添付することで、認められることになりました。ここに記入した医療費に係る領収書の添付及び自己保管は不要です。

(3) (2) 以外の医療費とその領収書

上記(2)以外の医療費は、明細書に記入することで領収書の添付は不要となりました。ただし、この領収書は5年間の自己保管が必要です。



2.対象医療費

対象となる医療費は、【参考1】のような診療や治療等のために支払った対価です。

3.控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費の合計額から保険金等で補填される金額と10万円を控除した金額（上限200万円）です。この医療費には、申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費分も含めることができます。

ど ち ら が 得 な の ？

項目別の両者の違いを【参考2】に示しました。どちらが得なのか、試算する以外にないことがお分かりいただけますでしょうか。適切な選択を行うために、必要な書類を早めに集め、試算しましょう。

【参考1】対象医療費の例示

<ul style="list-style-type: none">・ 病院で保険料を用いて支払った診療代・ 産婦人科の病院や助産所へ支払った妊娠出産に係る検診、検査、分娩費用・ 小児の矯正歯科治療代金	<ul style="list-style-type: none">・ ドラッグストアで購入した風邪薬などの医療費・ 介護保険を使い、訪問介護を利用したときの自己負担金・ 「おむつ使用証明書」がある人のおむつ代・ 通院のためのバス乗車代
---	---

【参考2】セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との比較

	セルフメディケーション税制	従来の医療費控除
申告者本人の要件	その年分に「一定の取組」を行う必要がある	特段なし
対象医療費	一定のスイッチOTC医薬品に限定	一定の診療代等（セルフメディケーション税制よりも適用範囲は広い）
控除金額	12,000円を超える部分（上限88,000）	10万円×1を超える部分×2(上限200万円) ※1一定の所得以下は、これよりも低い場合がある。※2保険金等の補填分を除く。

スタッフからのご挨拶

MS第2課 塚原仁人

先日健康診断が終わりました。去年の健康診断の直後に1年後の健康診断までに10キロ以上痩せたら豪華ディナーを奢ってもらえる賭けをしていたのですが、10キロどころか3キロ増量しており、近々豪華ディナーを奢られることになりそうです・・・血圧なども思ったより高く、豪華ディナーのためではなく自分自身の健康のために改めて痩せなければと痛感させられた健康診断でした。

これからも健康に留意して努めて参りますのでよろしくお願い致します。

